

更生保護のあり方を考える有識者会議（第7回）  
平成17年12月8日（木） 説明資料（1）

# 統 計 資 料 等

# 目 次

## 1 保護観察官に関する統計

資料 1	更生保護官署 職名別定員 .....	1
資料 2	更生保護官署職員の採用試験（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ種）別構成 .....	1
資料 3	更生保護官署職員の専攻分野 .....	1
資料 4	更生保護官署職員の年齢分布 .....	2
資料 5	更生保護官署職員の女性の割合 .....	2
資料 6	保護観察官の研修体系 .....	3

## 2 保護司に関する統計

資料 7	保護司充足率の推移	4
資料 8	保護観察所別, 保護司定数, 実数, 充足率	6
資料 9	保護司の委嘱手続の流れ	7
資料 10	保護司実費弁償金の内訳について	8
資料 11	保護司制度に関するアンケート	(別添)

## 3 更生保護施設に関する統計等

資料 12	更生保護施設の現況	9
資料 13	平成 16 年度の継続保護事業の実績	10
資料 14	収容保護実績の推移	11
資料 15	職員の状況	12
資料 16	退所時の状況	13
資料 17	更生保護施設の設備の状況	14
資料 18	継続保護事業を営む更生保護法人の経常収支	15
資料 19	更生保護委託費の内訳について	16
資料 20	更生保護施設における各種処遇実施状況	17
資料 21	更生保護施設に関する新聞記事	20

## 資料1 更生保護官署 職名別定員（平成17年度）

### 〈地方更生保護委員会〉

委員長	委員	事務局長等	課長等	保護観察官	係長等	計
8	45	9	43	92	61	258

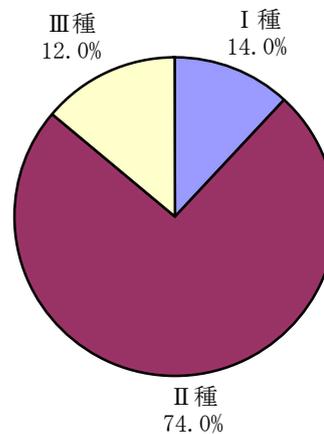
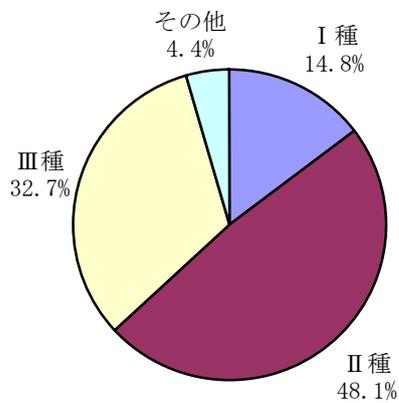
### 〈保護観察所〉

所長	次長	課長等	保護観察官	社会復帰調整官	係長等	計
50	4	184	761	63	79	1,141

## 資料2 更生保護官署職員の採用試験（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ種）別構成

職員全体（平成17年4月1日現在）

平成13～17年度採用者構成

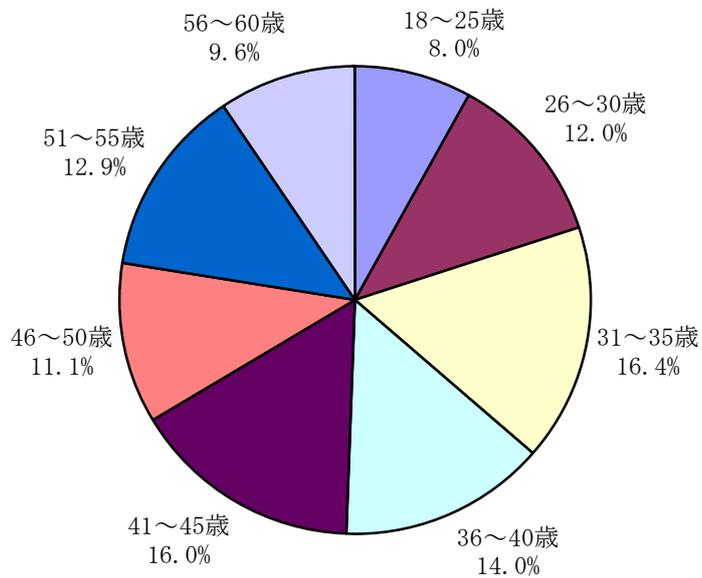


## 資料3 更生保護官署職員の専攻分野（Ⅰ種は採用区分）

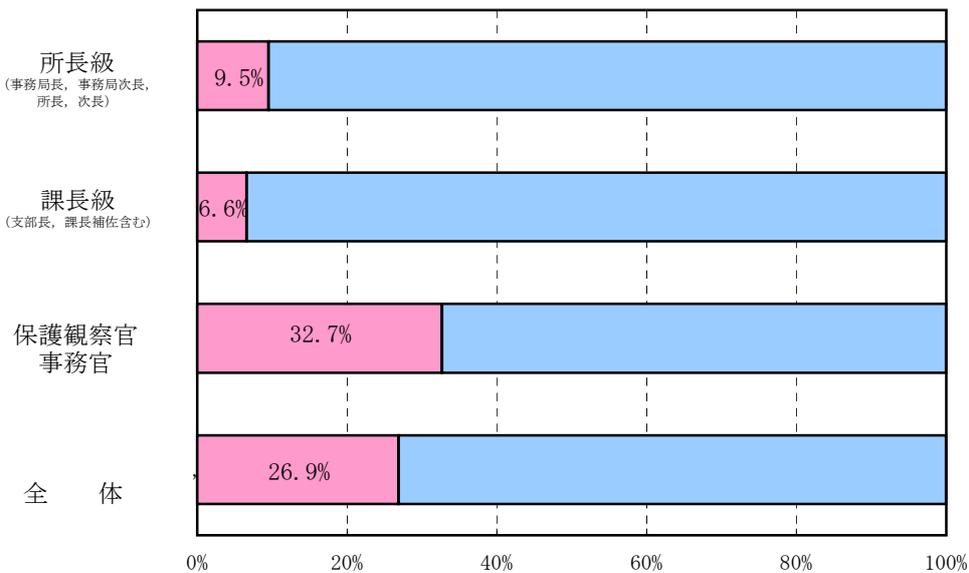
平成13～17年度採用者内訳（単位：人）

種別	専攻分野	人数	割合
Ⅰ種	法律職	6	20.7%
	人間科学Ⅰ職（心理系）	16	55.2%
	人間科学Ⅱ職（教育・社会系）	7	24.1%
Ⅱ種	法学	61	39.6%
	文学	22	14.3%
	教育学	19	12.3%
	経済学	16	10.4%
	社会学	7	4.6%
	その他学部	29	18.8%
Ⅲ種	専門学校・短大	18	72.0%
	高卒	7	28.0%

#### 資料4 更生保護官署職員の年齢分布

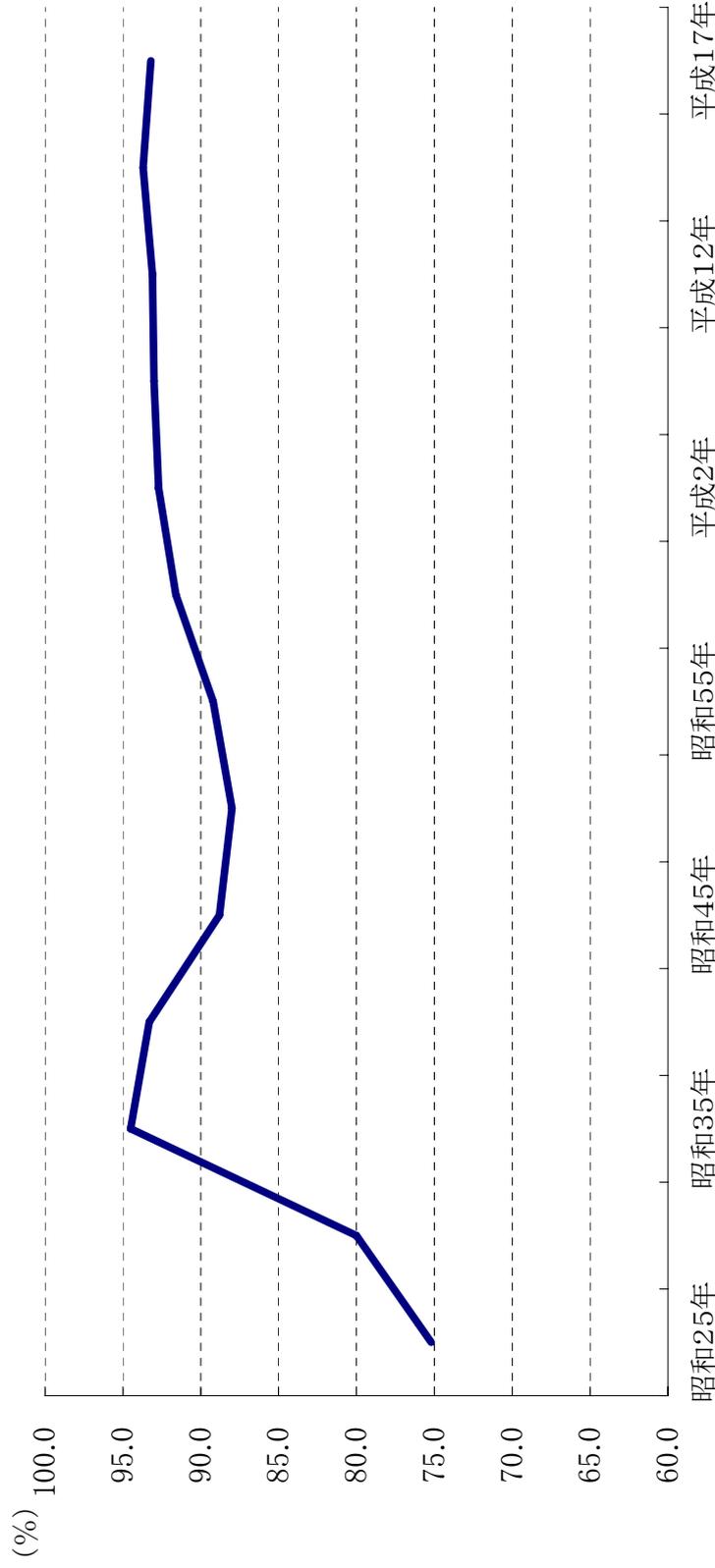


#### 資料5 更生保護官署職員の女性の割合





資料7-1 保護司充足率の推移(昭和25年～平成17年)



	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成15年	平成17年
充足率 (%)	75.2	80.0	94.5	93.3	88.8	88.0	89.2	91.6	92.7	93.0	93.1	93.7	93.2

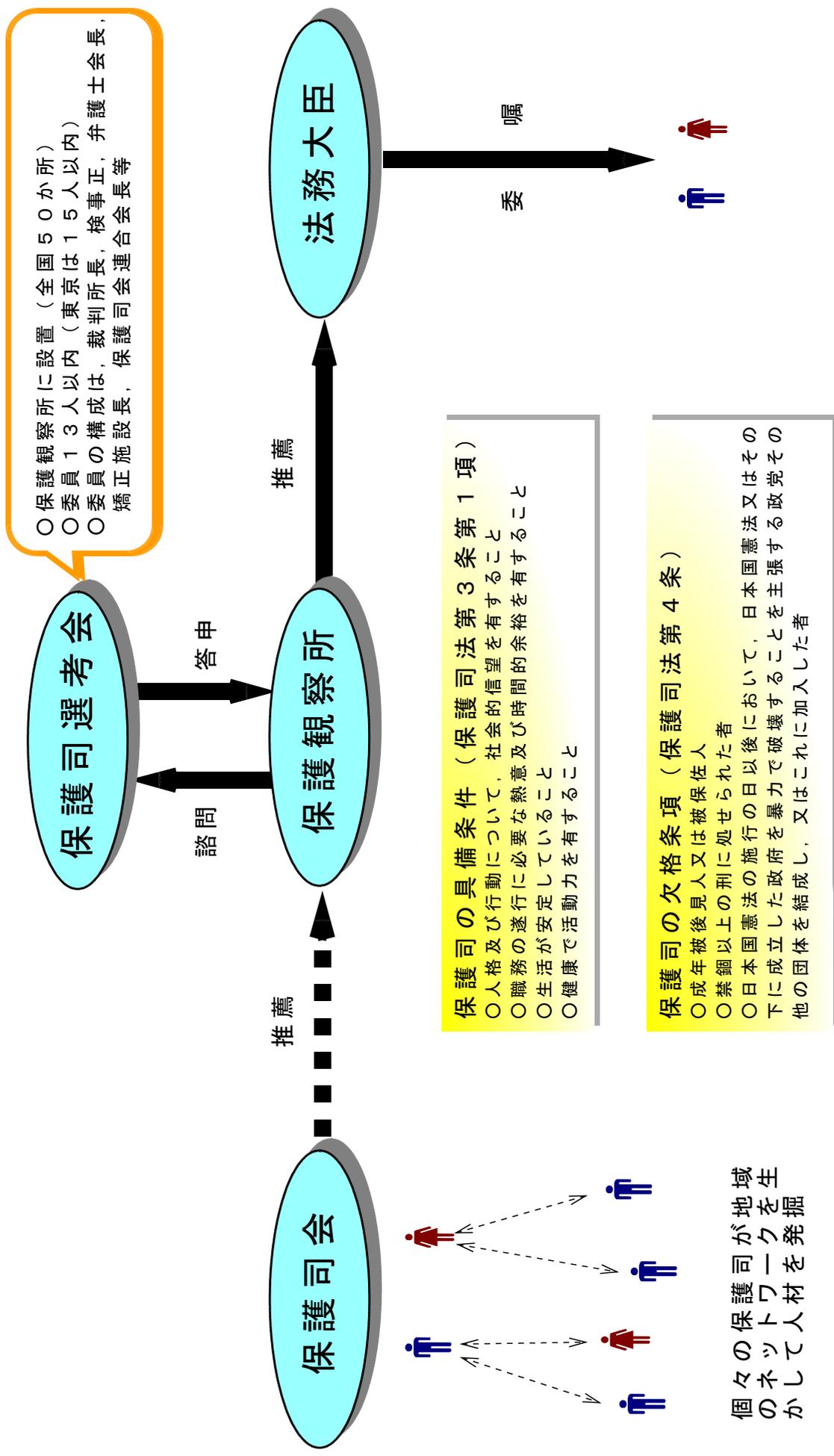
資料7-2 保護司充足率の推移(平成16年1月1日～平成17年10月1日)



日付	充足率 (%)
平成16年1月1日	94.1
平成16年4月1日	93.8
平成16年7月1日	93.4
平成16年10月1日	93.3
平成17年1月1日	93.2
平成17年4月1日	92.7
平成17年7月1日	92.8
平成17年10月1日	92.5



# 資料 9 保護司の委嘱手続の流れ



## 資料 10 保護司実費弁償金の内訳について

- 平成17年度予算額 4,030,384千円
- 保護司が職務を行う上で要する費用を支給するもので、保護司実費弁償金を支給する主な職務は以下のとおり。
  - 1 補導費  
保護観察事件を担当した場合に支給する。  
【単価】1件1か月5,620円以内
  - 2 環境調整費  
在院・在監中の者の釈放後の帰住予定地の環境等の調査・調整を行った場合に支給する。  
【単価】1件1,650円以内又は旅行実費
  - 3 ケース研究等出席実費  
処遇技術向上のための各種研修会等へ出席した場合に支給する。  
【単価】1回1,100円又は旅行実費
  - 4 保護観察所等出頭実費  
事件打ち合わせや処遇協議を行うため、保護観察所や裁判所等へ出向いた場合に支給する。  
【単価】1回1,100円又は旅行実費
  - 5 地域活動推進費  
保護司活動を円滑に実施するための基盤整備、地方公共団体の犯罪予防活動への協力等のための各種活動を行った場合に支給する。  
【単価】年間10,602円
  - 6 学校担当保護司活動費  
中学校において、非行防止教室等の非行防止活動を行った場合に支給する。  
【単価】1回2,290円

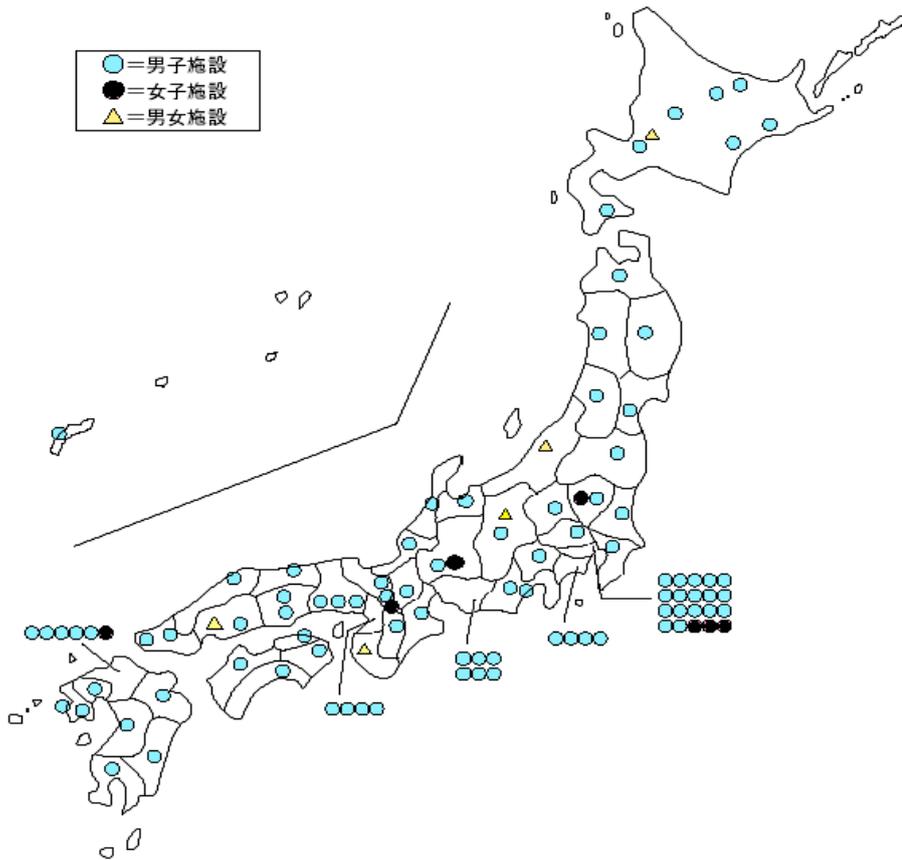
○保護司法（昭和25年 法律第204号）

（費用の支給）

第11条 保護司には、給与を支給しない。

2 保護司は、法務省令の定めるところにより、予算の範囲内において、その職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる。

## 資料12 更生保護施設の現況(平成17年4月1日現在)



【収容定員】

区分	男子	女子	計
少年	298	48	346
成人	1,803	120	1,923
計	2,101	168	2,269

【男女別及び少年・成人別施設数】

区分	男子	女子	男女とも	計
少年だけ	3	1	0	4
成人だけ	19	0	1	20
少年・成人	67	6	4	77
計	89	7	5	101
男子施設	89	101		
女子施設	7			
男女施設	5			

【収容定員別施設数】

20人未満	33
20人	44
21～30人	10
31～40人	12
41～50人	1
51人以上	1
計	101

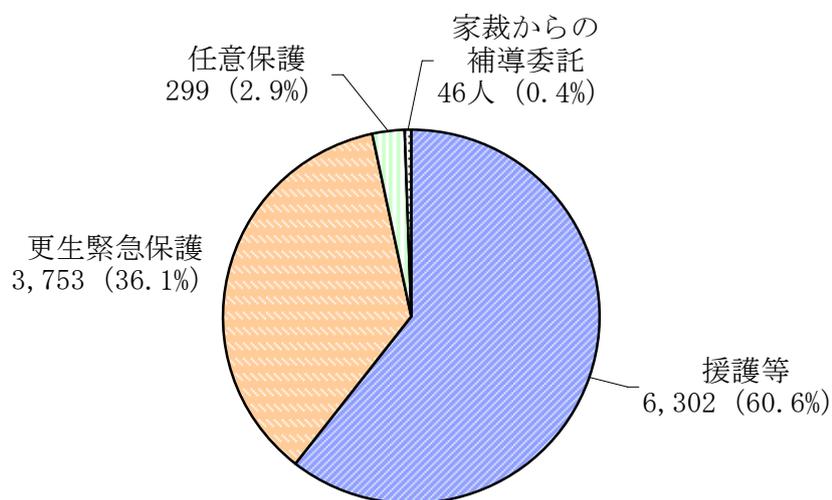
\* 最大 和衷会 110人

\* 最小 徳永会大徳塾 10人

## 資料13 平成16年度の継続保護事業の実績

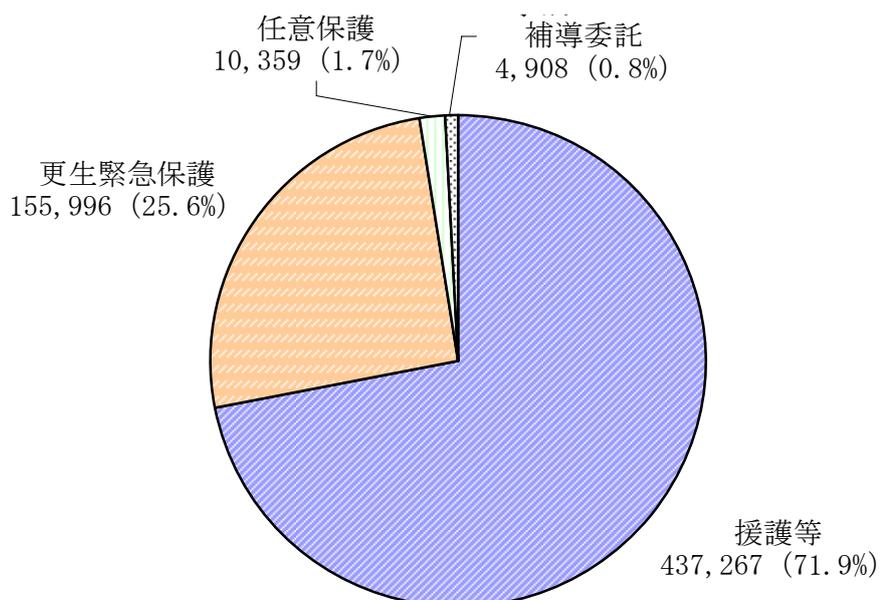
### (1) 宿泊の供与をした保護実人員

区分	委託保護		計	任意保護	家裁からの補導委託	合計
	援護等	更生緊急保護				
平成16年度	6,302	3,753	10,055	299	46	10,400

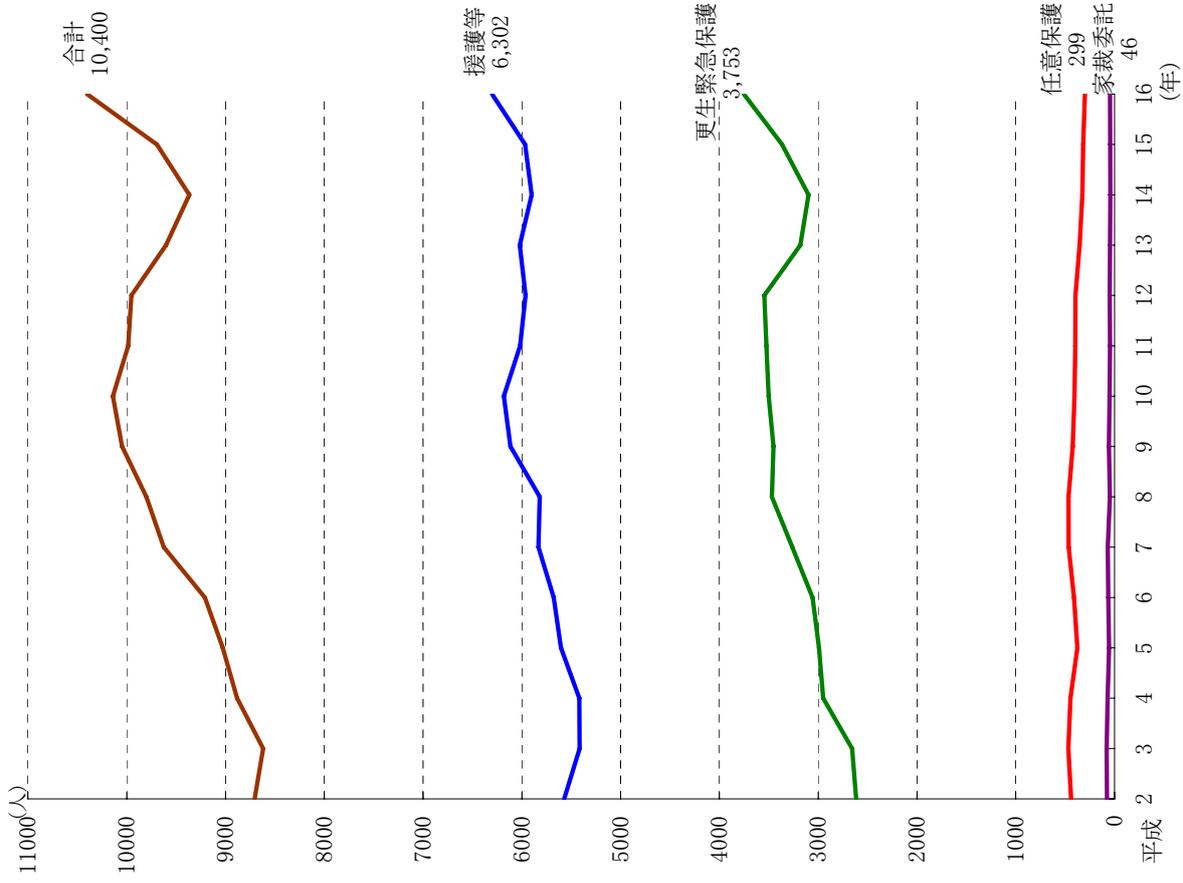


### (2) 宿泊の供与をした保護延人員

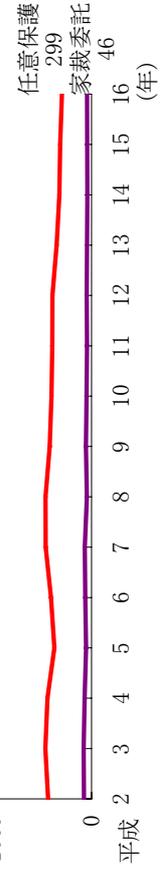
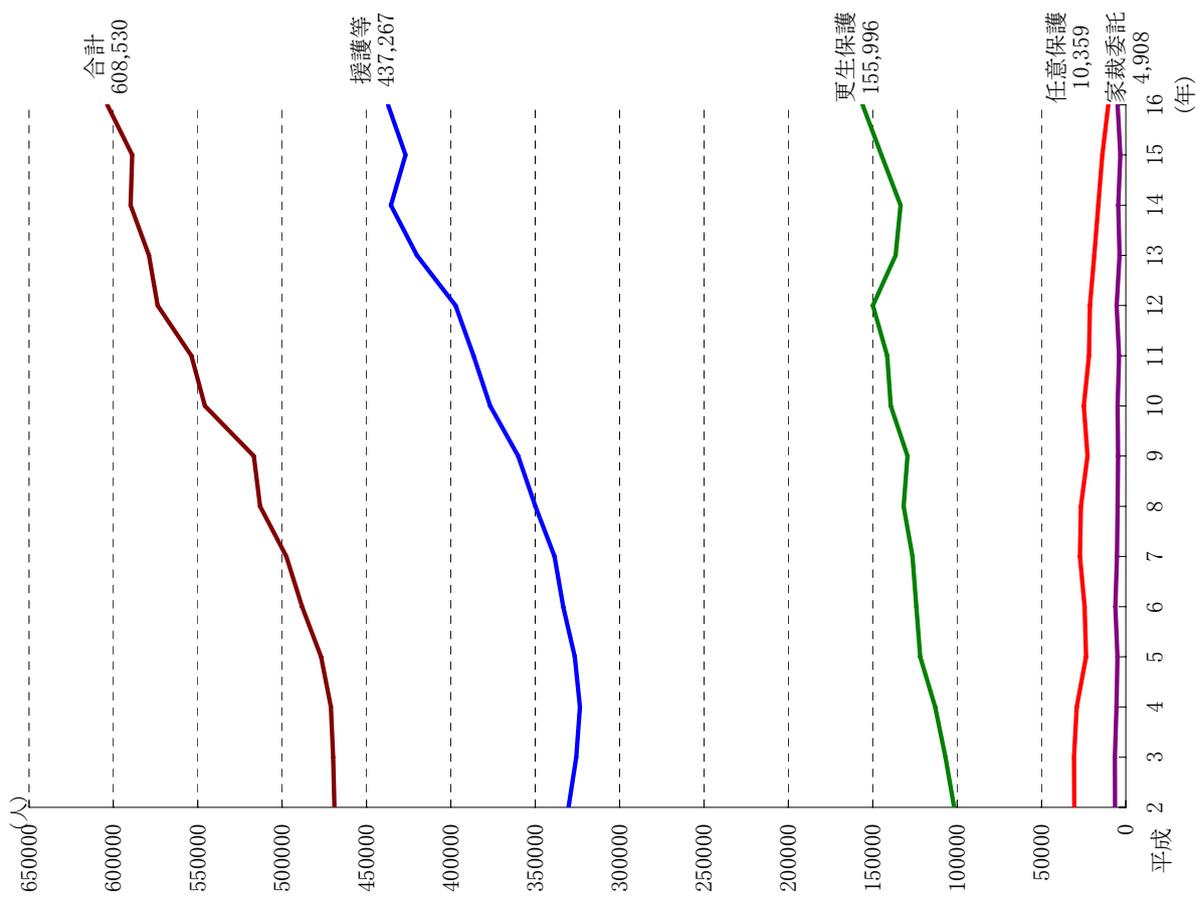
区分	委託保護		計	任意保護	家裁からの補導委託	合計
	援護等	更生緊急保護				
平成16年度	437,267	155,996	593,263	10,359	4,908	608,530



資料14-1 収容保護実績(実人員)の推移 (平成2年度～平成16年度)



資料14-2 収容保護実績(延べ人員)の推移 (平成2年度～平成16年度)

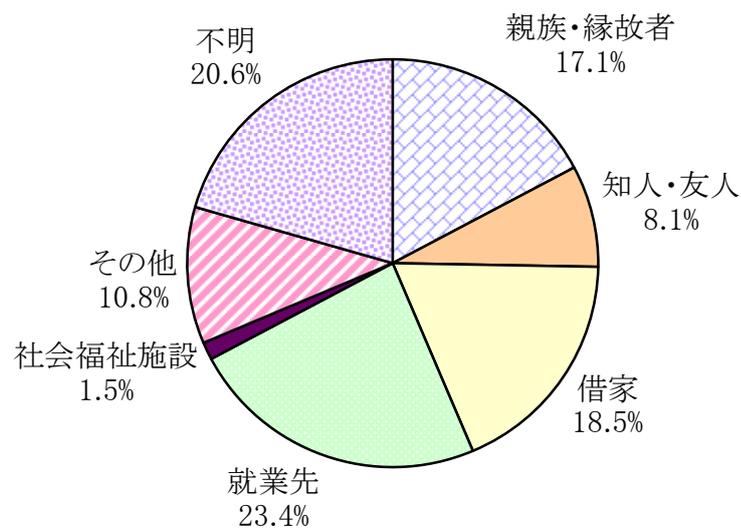


資料15 職員の状況(平成17年5月1日現在)

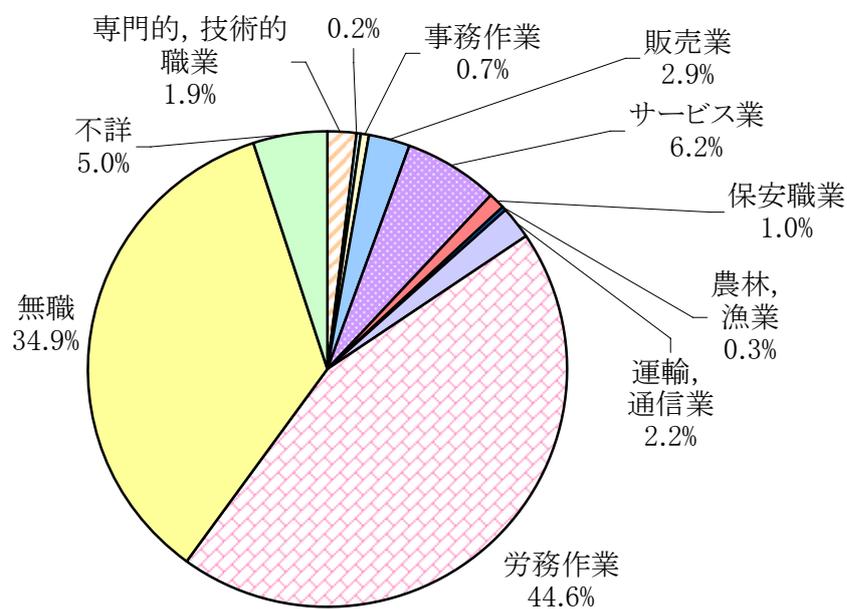
職名	常勤	人数	(割合)	平均年齢	平均勤続月数	1か月平均給与額	保護司数	(割合)	年金受給者数	(割合)
施設長	常勤	85	14.4%	66.4	127	274,030	82	96.5%	70	82.4%
	非常勤	1	0.2%	77.0	37		1	100.0%		
施設長兼補導主任	常勤	14	2.4%	68.3	161	272,253	13	92.9%	11	78.6%
	非常勤	0	0.0%							
補導主任	常勤	97	16.5%	59.2	96	245,969	94	96.9%	59	60.8%
	非常勤	2	0.3%	68.5	43		2	100.0%		
補導員	常勤	205	34.8%	58.2	57	201,943	148	72.2%	112	54.6%
	非常勤	33	5.6%	66.5	55		20	60.6%		
事務員	常勤	15	2.5%	55.7	105	200,904	2	13.3%	4	26.7%
	非常勤	7	1.2%	49.9	69		0	0.0%		
調理員	常勤	70	11.9%	59.5	99	159,581	6	8.6%	21	30.0%
	非常勤	36	6.1%	60.6	74		3	8.3%		
その他	常勤	7	1.2%	62.4	190	198,237	4	57.1%	3	42.9%
	非常勤	17	2.9%	63.2	41		3	17.6%		
全職員		589	100.0%	60.7			373	63.3%		
常勤		493	83.7%	60.3	89	220,639	344	69.8%	278	56.4%
非常勤		96	16.3%	66.8			29	30.2%		

## 資料16 退所時の状況(平成16年度)

### (1)退所先

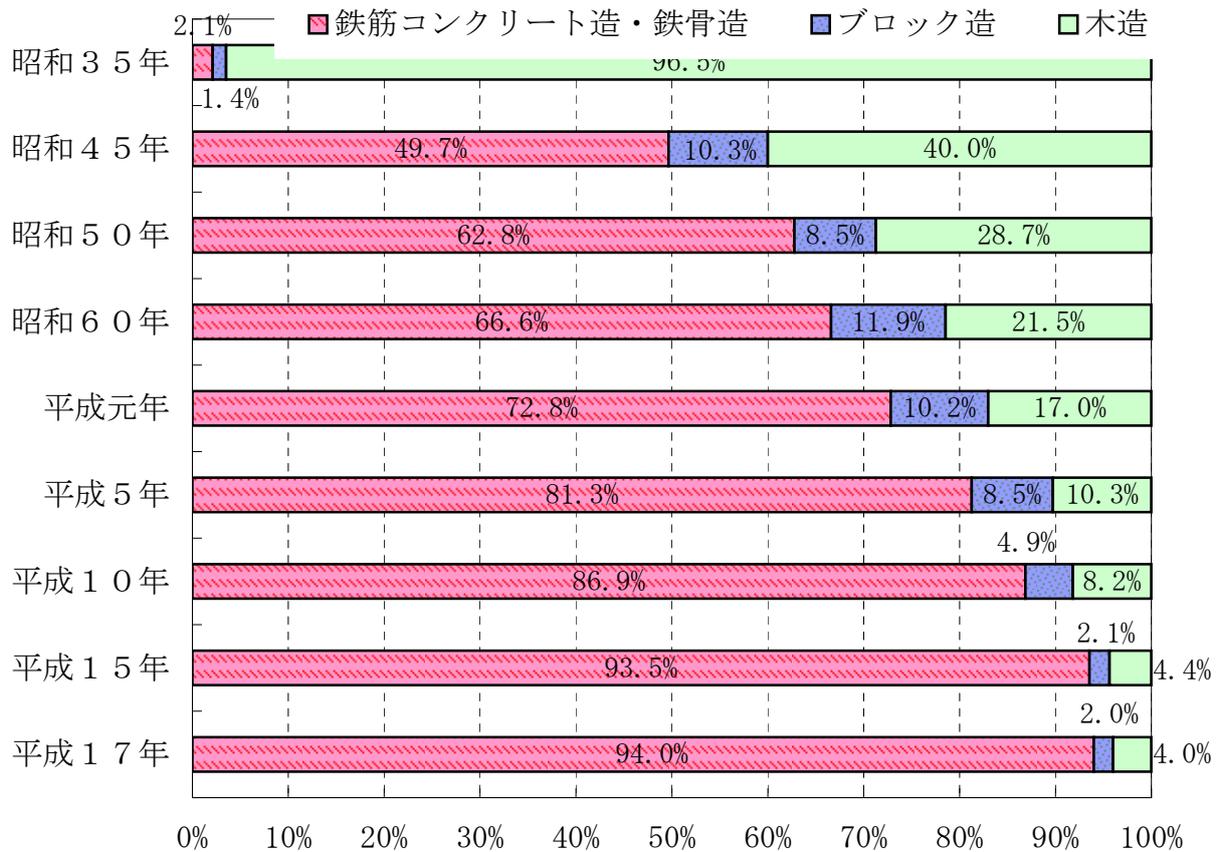


### (2)退所時の職業



## 資料17 更生保護施設の設備の状況

### (1) 施設の構造別床面積の推移



### (2) 更生保護施設の構造別・経過年数別棟数

構造(耐用年数)	経過年数							
	0-5	6-10	11-15	16-20	21-30	31-40	41-	計
鉄筋コンクリート造(47年) 鉄骨造(34年)	17	11	11	5	9	42	0	95
ブロック造(38年)	0	0	0	0	0	2	1	3
木造(22年)	0	0	0	0	0	1	2	3
計	17	11	11	5	9	45	3	101

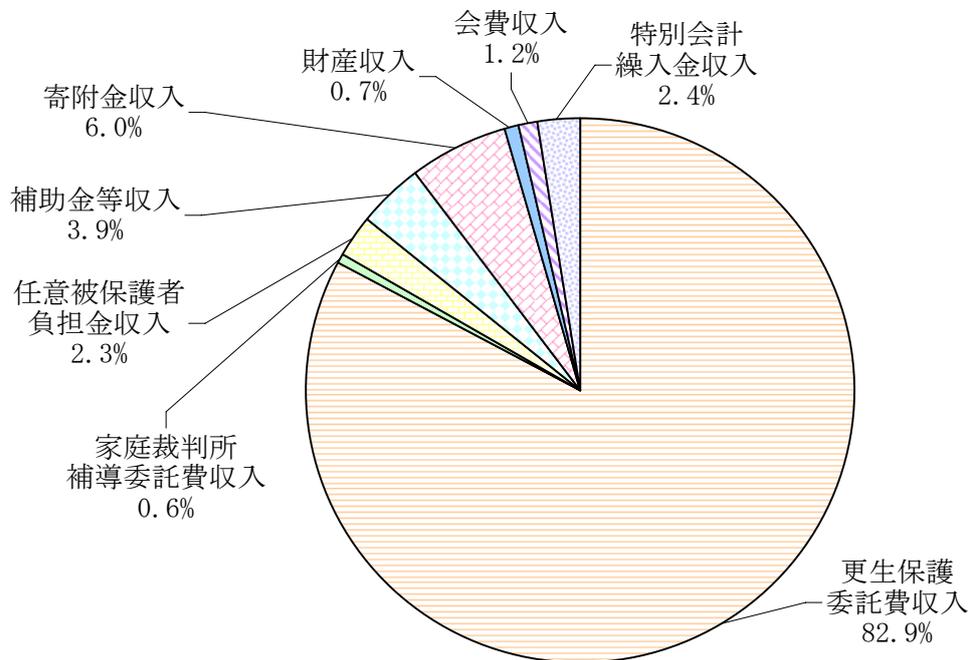
### (3) 過去5年間の平均居室床面積の推移

年度末	1施設当たりの平均	定員1名当たりの平均
平成12年	174.8㎡	7.8㎡
平成13年	178.6㎡	8.0㎡
平成14年	180.3㎡	8.1㎡
平成15年	181.2㎡	8.1㎡
平成16年	182.7㎡	8.1㎡

## 資料18 継続保護事業を営む更生保護法人の経常収支(平成16年度)

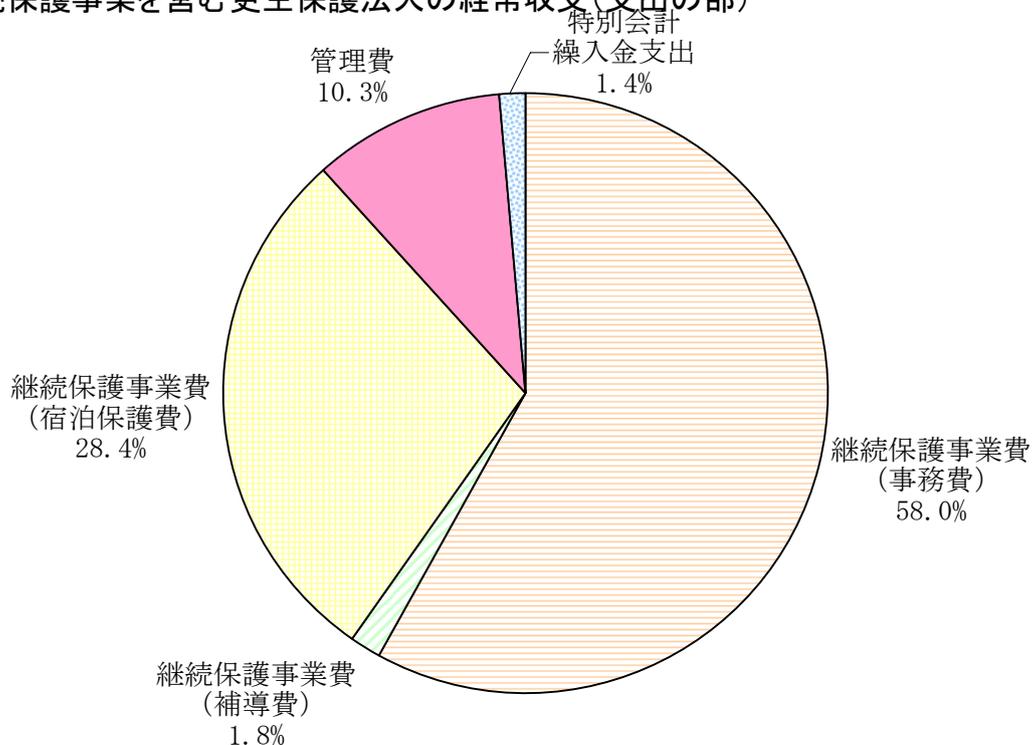
全国の更生保護施設の経常収入:3,752,950千円

### (1) 継続保護事業を営む更生保護法人の経常収支(収入の部)



全国の更生保護施設の経常支出:3,814,315千円

### (2) 継続保護事業を営む更生保護法人の経常収支(支出の部)



## 資料 19 更生保護委託費の内訳について

平成17年度予算額 3,219,567千円

国が更生保護法人に更生保護の措置を委託した場合に，一人一日当たりの単価として定められた以下の経費を，委託日数に応じて支給する。

1 補 導 費 【予算単価】 141.75円

被保護者の教養訓練を行い，親族等との融和を図り，若しくは，公共機関へのあつ旋，職業補導，就職あつ旋等の方法により本人の環境を改善し，健全な社会生活を営むよう補導するために要する経費

2 食事付宿泊費 【予算単価】 1,944.82円

食糧を得られず，かつ，住居がない者に対し，宿泊の供与に併せて，その期間中食事を給与するために要する経費

3 宿 泊 費 【予算単価】 671.02円

住居のない者に対し，宿泊所を供与するために要する経費

4 委託事務費 【予算単価】 3,533.52円

更生保護施設の職員設置費，運営経費等

(参考)一人一日当たりの平均単価

食事付宿泊委託：5,620.09円

宿 泊 委 託：4,346.29円

資料20 更生保護施設における各種処遇実施状況(平成16年度)

SST 実施施設 計40施設

実施内容	所管庁	施設名	回数	実施延人員					協力者						
				宿泊	補導	その他	保護者	合計	保護司	更女	BBS	自助グループ	医療・福祉関係者	その他	
SST	旭川	旭川保護会	4	62				62							
	釧路	北見更生保護会	6	51				51							
	青森	あすなる	9	70				70	○	○	○				
	仙台	宮城東華会	5	39				39							
	山形	羽陽和光会	5	29		5		34							
	福島	至道会	24	326				326	○						
	宇都宮	尚徳有隣会	12	271				271							
		栃木明德会	10	58				58							
	東京	更新会	37	232				232					○		
		斉修会	3	9				9							
		東京保護観察協会	24	166				166			○				
		日新協会	24	432				432							
	横浜	川崎自立会	13	61				61							
		報徳更生寮	24	153				153	○						
	長野	長野司法厚生協会	3	10				10							
	富山	富山養得園	1	72				72							
	金沢	徳風苑	36	546				546							
	福井	福井福田会	11	98				98							
	岐阜	岐阜県共助会	12	118				118							
	名古屋	愛知自啓会	11	154				154							
		立正園	10	20		89		109							
		徳永会大徳塾	3	29				29							
	津	三重県保護会	24	317	8			325							
	京都	盟親	21	130		3		133	○						
	大阪	和衷会	22	150				150					○	大学教員	
	神戸	神戸学而園	3	14				14							
	広島	ウイズ広島	19	352		3		355					○		
		呉清明園	6	73				73							
	山口	山口更生保護会	5	47				47							
	高松	讃岐修斉会	10	215				215							
	松山	愛媛県更生保護会	1	14				14							
	高知	高坂寮	11	78				78							
	福岡	福岡梅香会	9	102	0	0	5	107							
		筑豊宏済会	6	74		2		76							
		湧金寮	3	17				17							
	長崎	長崎啓成会	4	56				56							
		佐世保白雲	7	50				50	○	○			○		
	大分	熊本自営会	12	147		1		148							
	宮崎	みやざき青雲	2	35			6	41							
	沖縄	沖縄県更生保護会	12	84				84							
計			464	4961	8	103	11	5083							

酒害・薬害教育 実施施設 計27施設

実施内容	所管庁	施設名	回数	実施延人員					協力者						
				宿泊	補導	その他	保護者	合計	保護司	更女	BBS	自助グループ	医療・福祉関係者	その他	
酒害・薬害教育	札幌	札幌大化院	4	46				46					○		
	東京	静修会荒川寮	26	83				83			○	○		大学教員 施設退所者	
		日新協会	24	108		18		126				○			
	京都	京都保護育成会	6	65				65							
	福岡	福正会	4	37		4		41		○			○		
	熊本	熊本自営会	1	14				14	○				○		
酒害教育	東京	静修会足立寮	51	433		185	16	634				○	○	施設退所者	
	千葉	千葉県帰住会	23	212				212				○			
	横浜	川崎自立会	12	19				19				○			
	名古屋	愛知自啓会	7	98					98						
		中協園	12	29					29				○		
		東三更生保護会	6	20					20				○		
	大阪	和衷会	48	295					295				○	○	
	鳥取	鳥取県更生保護給産会	6	63					63						
	広島	ウイズ広島	10	78					78				○		
	山口	山口更生保護会	12	46					46				○		
	福岡	福岡弥生寮	3	7					7						
	長崎	佐世保白雲	1	16					16						
薬害教育	釧路	釧路慈徳会	5	6				6							
	東京	清和会	3	18				18	○				○		
	岐阜	岐阜県共助会	7	65					65	○			○	警察官, 県業務課職 員	
	滋賀	滋賀好善会	3	13	1			14							
	奈良	至徳会	12	95					95				○		
	岡山	備前恵済会古松園	1	12	0	0			12						弁護士
		美作自修会	13	99					99					○	
	高松	讃岐修斉会	17	367					367				○	麻薬覚せい 剤センター 宗教関係者	
大分	豊州保護会	1	11					11							
計			288	2226	1	207	16	2450							

コラージュ 実施施設 計7施設

実施内容	所管庁	施設名	回数	実施延人員					協力者					
				宿泊	補導	その他	保護者	合計	保護司	更女	BBS	自助グループ	医療・福祉関係者	その他
コラージュ	前橋	群馬県仏教保護会	3	8				8					○	
	東京	静修会荒川寮	20	42				42					○	大学教員
	名古屋	岡崎自啓会	16	75					75				○	
	鳥取	鳥取更生保護給産会	18	181			3	184						
	島根	島根更生保護会	11	87			38	125	○		○			
	広島	ウイズ広島	21	385				385					○	
	山口	山口更生保護会	4	28				28		○	○			
計			93	806	0	0	41	847						

実施内容	所管庁	施設名	回数	実施延人員					協力者					
				宿泊	補導	その他	保護者	合計	保護司	更女	BBS	自助グループ	その他の医療・福祉関係者	その他
料理教室	札幌	大谷染香苑	1	14	0	0	1	15						
	東京	斉修会	8	41				41	○					
		静修会足立寮	12	147		5		152	○	○				
	長野	松本保護会	6	60				60						
	金沢	徳風苑	1	15				15						
	京都	京都保護育成会	2	28				28	○					
	鳥取	鳥取更生保護給産会	4	13			3	16						
	島根	島根更生保護会	2	21			19	40		○				
	徳島	徳島自立会	4	43				43	○					
計			40	382	0	5	23	410						

その他

実施内容	所管庁	施設名	回数	実施延人員					協力者						
				宿泊	補導	その他	保護者	合計	保護司	更女	BBS	自助グループ	医療・福祉関係者	その他	
ギャンブル依存回復プログラム	札幌	札幌大化院	1	20				20					○		
	東京	日新協会	12	36				36				○			
債務処理講話	神戸	播磨保正会	1	17				17							
ヤミ金講座	熊本	熊本自営会	1	12				12						弁護士	
女性の健康を考える会	東京	静修会荒川寮	11	161				161					○	弁護士 大学教員	
セルフコントロールプログラム	宇都宮	栃木明徳会	8	95				95					○	ヨガインストラクター	
生活習慣病講座	熊本	熊本自営会	1	13				13					○	大学教員	
パソコン教室	東京	清和会	15	52				52							
		紫翠苑	10	18				18			○				
親子キャンプ	名古屋	立正園	2	5		16		21	○	○	○			家裁調査官	
絵手紙教室	さいたま	清心寮	11	113				113	○						絵手紙講師
	東京	静修会荒川寮	10	59				59							施設退所者
	横浜	報徳更生寮	10	46				46	○						絵手紙講師
	松山	愛媛県更生保護会	2	13				13							文通クラブ

(参考)平成10年10月調査時

プログラムに基づく集団処遇を実施している施設	16施設
そのうちの実施回数の平均	2.55回/月
主な実施内容	AA・断酒会(5施設), SST(2施設), 講話等

# 更生施設の過半数

## 性犯罪前歴者を拒否

### 「入所中の事件心配」

刑務所からの出所者の自立を支援する「更生保護施設」のうち、男性を対象とする全国94の施設の過半数にあたる53施設が、性犯罪前歴者の入所を拒否していることが4日、読売新聞の全国調査で分かった。「現在、受け入れている」と答えたのは3施設だけで、残る大半は「ケース・バイ・ケース」などと慎重だった。受け入れを拒否している理由は、「矯正が難しい」「住民の理解が得られない」などで、性犯罪前歴者については、出所後、社会復帰するまでの受け皿が十分に整備されていないという実態が浮かび上がった。(解説38面)

### 全国94施設調査「受け入れ」3か所

全国の更生保護施設は女0施設。年間の総入所者6割を占め、満期出所者が任用専用の7施設も含め1は約1万人で、仮出所者が1割強、執行猶予者が1割

読売新聞 朝 05. 3. 5

弱など。特に仮出所者や執行猶予者などは、居住地を保護観察所に届ける必要があるため、身寄りがなければ入所が義務付けられる。入所の可否は、保護観察官や施設職員が身土母を見るなどして決めている。今回の調査は、このうち男性を受け入れている全94施設を対象に行い、88施設の責任者または管轄する保護観察所から回答があった。性犯罪前歴者を「受け入れていない」としたのは53施設で、回答した施設の

6割を占めた。一方、性犯罪前歴者を受け入れている3施設も、調査時点での入所者はそれぞれ1人にとどまった。残りの32施設は「ケース・バイ・ケース」としたが、「ほかの罪種より慎重に判断し、ハードルを高くしてい

更生保護施設 前歴者の立ち直り支援を目的とした施設。更生保護法が国から委託金を受けて運営しており、国の直営施設はない。今年度の委託金の総額は30億9000万円。職員4、5人の小規模施設が多く、宿泊場所や食事を提供し、生活指導や就職支援をしている。受け入れ期間は原則6か月以内。

性犯罪の場合、全国74の刑務所・拘留所のうち、専門の矯正プログラムを実施しているのは13施設だけで、矯正の効果が不明のまま出所する前歴者が少なくないとされる。さらに、身寄りのない前歴者は、更生保護施設からも受け入れを拒否され、居住地も定まらないまま社会に出ざるを得ないのが現状。警察庁の調査で「女兒対象強姦事件」の容疑者の2割が出所後、再び強姦や強制わいせつを犯していることとが判明したが、専門家の多くは「再犯率が高いのは、更生に向けた支援があまりに不十分だから」と指摘している。

これについて、法務省保護局は「国が直接運営していないので、更生保護施設が性犯罪前歴者を拒んでも仕方ないと考えてきた。しかし、今後は受け入れが進むようカウンセラーなどの専門家が常駐できる態勢作りを検討したい」とコメントしている。

2005年(平成17年)10月12日 曜日

## 少年院出ても...

# 1割 家に戻れず

## 5年で2582人 親が拒否

全国の少年院の出身者のうち、親に引き取りを拒否された者などとして家庭に戻らなかった者が、過去5年間で2万9000人以上に上り、全体のほぼ1割を占めることになった。法務省が今日発表した調査でわかった。うち3分の2は、福田圭吾知人などに引き取られているが、引き先に更生を支援する能力があるのか同省も把握できていない。引き先が全く見つからない出身者も増加するなど、出身者の社会復帰を促す環境は悪化傾向があり、同省は「再犯を防ぐためにも、新たな支援の仕組みを検討したい」としている。

### 法務省調査

更生保護施設 更生保護事業法に基き、少年院や刑務所から出所後、引き先の見つからない人に食糧の場を提供する民間施設。面接などで入所の可否を決める。入所期間は原則6か月以内。昨年4月時点で、全国101か所にある施設の総定員は2万53人でうち少年の定員は3400人で全体の約13%。

同省によると、昨年までの5年間で、全国の少年院から出所したのは5000〜6000人で、計2万9000人以上に上った。

このうち「家族」が引き先となった出身者は全体の91%にあたる2万9004人。残りは、家庭の事情で引き受けを拒否されたり、親と暮らした場合は非行が悪化するが明白だったりして、家族の元に戻れなかったケースだった。

その3分の2にあたる7771人は引き先を「雇い主・その他」としており、8000人は、行き場のない出身者を対象とする「更生保護施設」を引き先としていた。

また、入所歴が多いことなどを理由に更生保護施設から入所を断られ、引き先が全くいなかった出身者は2000年が1人、01年がゼロだったのに対し、02年は9人、03年は10人、04年は13人で、この数年で増加していることも分かった。

中でも、法務省が問題視

と住み込みの仕事を与える「協力雇用主」だが、暴力団の関係者などが引き先になった事例もあった。

一方、同省が追跡調査している「収容期間前に仮退院した出身者」の再犯率は、見ると、1990年代前半では20%前後だったが、対し、00年以降は25%と徐々に増える傾向にある。

同省幹部は「引き先が見つからない者が増えている」

と、再犯の増加は無関係のでもない者の支援を強化してはならない。親元に帰ることの困難に上向きして欲しい。